

平成 27 年 10 月 21 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

長期入院者がマイナンバー通知カードを入院先で受け取るに当たっての
居所情報の登録申請が間に合わなかった場合の取扱いの周知について（依頼）

平素より医療行政に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

長期入院者の居所情報の登録手続に関する周知等については、「長期入院者がマイナンバー通知カードを入院先で受け取るに当たっての居所情報の登録申請等について（依頼）」（平成 27 年 8 月 10 日医政総発 0810 第 1 号厚生労働省医政局総務課長通知）及び「長期入院者がマイナンバー通知カードを入院先で受け取るに当たっての居所情報の登録申請に関する更なる周知等について（依頼）」（平成 27 年 9 月 16 日医政総発 0916 第 1 号厚生労働省医政局総務課長通知）にて協力依頼を行ったところです。

今般、別添のとおり総務省より各都道府県に対し、「登録対象者による居所情報の登録申請が間に合わなかった場合等の取扱いについて（通知）」（平成 27 年 10 月 5 日総行住第 155 号総務省自治行政局住民制度課長通知）が発出されました。

この通知により、平成 27 年 9 月 25 日の申請期限を過ぎた後も、住民票のある市区町村に居所情報登録をしていただくことにより、居所へ通知カードが再送されること等が整理されました。

については、貴職におかれては、この内容をご了知の上、貴管下の医療機関及び関係団体等に対する周知方よろしく申し上げます。

（参考：別添通知から抜粋）

1. 番号利用法の施行時の住民への通知カードの送付に関し、登録対象者による居所情報の登録が間に合わなかった場合等における取扱い

- (1) 登録対象者による居所情報の登録が間に合わなかった場合、通知カードの送付を受けるまでに登録された居所地から他の居所地へ移動し（住所異動は無し）、当該登録された居所地には誰もいなかった場合、通知カードの送付を受けるまでに住所地から居所地へ移動して（住所異動は無し）登録対象者となり、当該住所地には誰もいなかった場合などにおいては、当該登録対象者は当該住所地又は当該登録された居所地で通知カードの送付を受けることができないため、当該通知カードは住所地市区町村に返戻されることとなるが、その場合、次のア又はイのいずれかの対応を行うことができる。

ア 当該通知カードが住所地市区町村に返戻された後、当該住所地市区町村において住民票の記載事項の確認・調査を行い、他の市区町村への転出が確認されなかった場合や住民票の削除が行われていない場合には、一定期間（3月程度）当該通知カードを保管することとなる。

当該通知カードの交付については、本人若しくはその代理人に来庁させ、若しくは職員が本人のもとへ出向き、又は再度簡易書留郵便等で本人に送付することにより行うものとされている。

当該登録対象者に再度送付することとなった場合において、やむを得ない理由により当該登録対象者の新しい居所地に再度送付するときは、居所情報登録事務処理要領第2に準じて当該登録対象者に居所情報の登録申請を行ってもらい、登録された居所地に当該通知カードを再度送付する。

担当：

（長期入院者の居所情報登録のお問合せ）

厚生労働省医政局総務課 吉田、家田

03-3595-2189（直通）

（マイナンバー制度のお問合せ）

マイナンバーコールセンター【全国共通ナビダイヤル】

0570-20-0178

9:30～22:00（平日）9:30～17:30（土日祝）

（通知カード・個人番号カードのお問合せ）

個人番号コールセンター【全国共通ナビダイヤル】

0570-783-578

8:30～22:00（平日）9:30～17:30（土日祝）